平成２３年（フ）第５７４号
仙台市宮城野区萩野町３丁目９番地の９　アイショウプラザ萩野町Ⅱ―501、従前の住所仙台市太白区郡山７丁目18番30―203号
破産者　半田　健治
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３３号
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48番地509　県営諸輪住宅５棟406号
破産者　神近工務店こと　神近　忠敬
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９３４号
名古屋市瑞穂区浮島町５番22号　名鉄交通株式会社南ビル904号
破産者　ベントマン小牧こと　松浦　秀光
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０１５号
愛知県常滑市小倉町６丁目108番地の６
破産者　岡田美恵子
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０８４号
愛知県大府市横根町名高山80番地
破産者　野畑　公雄
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１５６号
愛知県春日井市勝川町５丁目114番地　ハイツ上屋敷103号
破産者　ＥＢＯことエーボーこと　片桐　英市
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９号
大阪府東大阪市旭町５番８号、前住所大阪府岸和田市中井町３丁目13番１―209号
破産者　相島　昭彦
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４５０号
大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁46番地８、開始決定時の住所大阪府岸和田市田治米町481番地の４
破産者　砂田　総一
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４５１号
大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁46番地８、開始決定時の住所大阪府岸和田市田治米町481番地の４
破産者　砂田　昌美
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４７６号
大阪府和泉市肥子町２丁目４番７―110号、前住所大阪府泉大津市北豊中町２丁目７番40―1104号
破産者　髙橋　　勲
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７１０号
大阪府和泉市松尾寺町494番地の４
破産者　山本製畳こと　山本　嘉一
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１０５０号
神戸市中央区筒井町３丁目２番３―204号
破産者　渡辺富士子
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６５号
兵庫県明石市魚住町清水1261番地の32
破産者　笹岡　富一
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
奈良県桜井市大字桜井233番地の２
破産者　浦　　裕之
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３５４号
熊本市植木町広住375番地１
破産者　西嶋　奈美
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６２４号
青森市北金沢１丁目５番６号
破産者　安田　和子
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８４号
宮城県角田市角田字南39番地３
破産者　小倉　昭子
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第８５号
宮城県柴田郡柴田町大字上名生字八幡前24番地６　コーポ八幡Ａ102号
破産者　菅野　　浩
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２４８１号
神奈川県藤沢市善行１丁目１番地の１　ハックベリーハウス101号
破産者　北川由美子（旧姓河野）
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部